

世田谷区告示第290号

政策研究・調査課統計調査担当事務室、世田谷地域青少年交流センター準備室及びキッズルームていんかあべる三茶におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社井上

(2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二丁目11番6号

2 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年5月21日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで